

専門実践教育訓練指定講座不指定について（お知らせ）

本校は平成30年4月1日から専門実践教育訓練制度厚生労働大臣指定講座に再指定（指定期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日）されていましたが、令和3年4月1日以降、再指定されない旨、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事菅室より、通知がありましたのでお知らせいたします。

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）

本校は平成 30 年 4 月 1 日から専門実践教育訓練制度厚生労働大臣指定講座に再指定されました。

【指定期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日】

平成 30 年 1 月から専門実践教育訓練給付金が拡充されます。

「対象となる方」

雇用保険の被保険者であった期間 3 年以上あること。

ただし、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については、支給要件期間が 2 年以上であれば可能となります。

「支給例」

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の 50%に相当する額。

さらに、受講修了から 1 年以内に資格取得し、被保険者として雇用されると、教育訓練経費の 20%（合計 70%）に相当する額が支給となり、合計して最大 168 万円が支給されます。

「申込期限」

受講開始日（本校は入学式）の 1 ヶ月前（2 月中）までに、ハローワークにて所定の手続きを終えておく必要があります。

詳しいお問い合わせ先

最寄りのハローワークにてお問合せください。

【参考資料】

ハローワーク 専門実践教育訓練給付金手続きについて

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html